

## 接骨院等のかかり方

接骨院等で健康保険が使える範囲は  
ごく一部に限られています  
3つのルールを守って正しく受診しましょう



### ルール1

施術の対象が以下のケガであること

健康保険が  
使える

#### 外傷性が明らかで 慢性化していない負傷

- ・打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）
- ・骨折（ひびを含む）、脱臼の応急手当\*

\*応急手当以外は、医師の同意が必要です

健康保険が  
使えない

#### 病気による痛み、原因不明の痛み

- ・同じ傷病部位で同じ期間、病院などで治療を受けている
- ・慢性的な疲れ、肩こりなど
- ・スポーツなどによる筋肉疲労
- ・脳疾患後遺症などのリハビリ
- ・病気からくる痛み（神経痛・リウマチ・関節炎など）
- ・加齢からくる痛み（五十肩など）
- ・漠然とした施術（あんま・マッサージの代替りの利用など）
- ・通勤途上、業務上の負傷 など



## ルール2

「療養費支給申請書」に**自身で署名**すること

施術を受けた後に接骨院等で署名を求められます。内容をよくご確認のうえ、ご自身でサインしてください。



施術内容等の記載がない「白紙」の申請書にはサインしないようお願いします

## ルール3

当組合からの**施術内容の照会**に回答すること

接骨院等にかかった方に対し、当組合から施術内容の詳細を書面にて確認させていただくことがあります。  
照会文書がお手元に届いた場合は、必ずご回答をお願いします。  
(委託先:株式会社ケーシップ)

3つのルールが守られない場合、施術にかかった費用は**全額自己負担**となります。ご理解・ご協力をお願いします。

接骨院等による施術以外に「はり・きゅう・あんま・マッサージ」がありますが、こちらも接骨院等と同様に健康保険が使える範囲が決められています。  
詳しくは当組合ホームページにて詳細をご確認ください。

[Home>健康保険制度解説>柔道整復師の正しいかかり方](#)



サポートしたい。笑顔が続く未来のために。  
中部電力健康保険組合

<https://www.chudenkenpo.or.jp/>